

全国の保険料の比較

広域連合	均一保険料		不均一保険料の設定 (注1)	保険料の1人 当たり平均額 (円)(注2)	保険料額の例(注3)	
	均等割額 (円)	所得割率 (%)			単身世帯の 基礎年金受給者 (79万円)	平均的な厚生 年金受給者 (201万円)
福岡	50,935	9.24	無	83,740	15,300	85,100
高知	48,569	8.88	有 経過措置(8町村)	63,367	14,600	81,500
香川	47,700	8.98	無	75,500	14,300	81,300
沖縄	48,440	8.80	有 経過措置(6市町村)	61,805	14,500	81,000
北海道	43,143	9.63	有 経過措置(15市町村)	73,876	12,900	80,700
佐賀	47,400	8.80	無	65,092	14,200	80,200
大分	47,100	8.78	有 経過措置(1村)	60,509	14,100	79,800
大阪	47,415	8.68	無	88,066	14,200	79,600
山口	47,272	8.71	無	75,796	14,200	79,600
熊本	46,700	8.62	有 経過措置(5町村)	61,100	14,000	78,700
鹿児島	45,900	8.63	有 経過措置(8市町村)	54,292	13,800	78,100
石川	45,480	8.33	有 経過措置(1市)	71,724	13,600	76,400
京都	45,250	8.32	有 経過措置(7市町村)	82,500	13,600	76,100
兵庫	43,924	8.07	有 経過措置(1市)恒久措置(4)	81,400	13,200	73,900
福井	43,700	7.90	無	57,370	13,100	72,900
和歌山	43,375	7.92	有 経過措置(2町)	61,623	13,000	72,700
岡山	43,500	7.89	有 経過措置(1村)	67,152	13,100	72,700
宮崎	42,800	7.95	有 経過措置(2村)	53,676	12,800	72,400
埼玉	42,530	7.96	有 経過措置(1町)	84,020	12,800	72,200
長崎	42,400	7.80	有 経過措置(3市町)	58,638	12,700	71,400
愛媛	41,659	7.85	無	60,690	12,500	71,000
鳥取	41,592	7.75	無	59,507	12,500	70,500
富山	40,800	7.50	無	66,310	12,200	68,600
徳島	40,774	7.43	無	56,381	12,200	68,300
青森	40,514	7.41	無	46,374	12,200	68,000
奈良	39,900	7.50	有 経過措置(4村)	72,800	12,000	67,900
福島	40,000	7.45	有 経過措置(4町村)	56,200	12,000	67,800
愛知	40,175	7.43	有 経過措置(5市町村)	84,440	12,100	67,800
神奈川	39,860	7.45	無	92,750	12,000	67,600
群馬	39,600	7.36	有 経過措置(3町村)	62,016	11,900	67,000

広域連合	均一保険料		不均一保険料の設定 (注1)	保険料の1人 当たり平均額 (円)(注2)	保険料額の例(注3)	
	均等割額 (円)	所得割率 (%)			単身世帯の 基礎年金受給者 (79万円)	平均的な厚生 年金受給者 (201万円)
島根	39,670	7.35	無	53,346	11,900	67,000
岐阜	39,310	7.39	無	65,850	11,800	66,900
広島	40,467	7.14	有 経過措置(1町)	66,900	12,100	66,600
茨城	37,462	7.60	無	59,851	11,200	66,400
山梨	38,710	7.28	有 経過措置(1村)	56,877	11,600	65,900
宮城	38,760	7.14	無	56,559	11,600	65,300
秋田	38,426	7.12	無	47,000	11,500	64,900
栃木	37,800	7.14	有 経過措置(2町)	58,800	11,300	64,500
千葉	37,400	7.12	有 経過措置(4市町)	72,000	11,200	64,100
滋賀	38,175	6.85	無	63,833	11,500	63,400
山形	37,300	6.85	無	49,000	11,200	62,700
新潟	35,300	7.15	無	53,304	10,600	62,600
三重	36,758	6.79	有 経過措置(1町)	55,882	11,000	62,000
静岡	36,000	6.84	有 経過措置(2町)	67,581	10,800	61,600
岩手	35,800	6.62	有 経過措置(1村)	47,733	10,700	60,400
長野	35,787	6.53	有 経過措置(3村)	55,052	10,700	60,000
東京	37,800	6.56	有 経過措置(7町村)	91,100	11,300	53,800
全国平均	41,688	7.76		65,093	12,502	70,402

全国平均の数値は各団体の数値を47団体で除した単純平均。なお、国が示す平均値は、賦課総額を全国の被保険者数で除した加重平均。

保険料の1人当たり平均額の全国平均をだまかに算定すると、年額72,000円、月額6,000円程度となる。

(注1)	「不均一保険料の設定」のうち、「経過措置」とあるのは、法施行後6年の範囲内で、1人当たり老人医療給付費が広域連合内の1人当たり平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離している市町村について、広域連合条例に基づき、均一保険料よりも低い保険料率を設定する特例措置をいう。 「恒久措置」とあるのは、医療の確保が著しく困難である地域(無医地区及びこれに準じる地区)について、広域連合条例に基づき、均一保険料率よりも低い保険料率を設定する特例措置をいう。
(注2)	「保険料の1人当たり平均額」とあるのは、原則として均等割の軽減措置等を適用した具体的に賦課される保険料の1人当たり平均額であり、現時点までに厚生労働省が聞き取り等により把握した数値を掲載している。なお、与党が平成19年10月30日にとりまとめた追加的措置の影響額については含まれていないことなどから、実際はこの額より低くなると見込まれる。 また、被用者保険の被扶養者に係る軽減や不均一保険料を含めずに算定している広域連合もあり、単純な比較はできない。
(注3)	各広域連合の均一保険料を適用して厚生労働省において算定したもの。単身世帯の基礎年金受給者は均等割額が7割軽減となる。平均的な厚生年金受給者については、単身世帯又は妻が基礎年金受給者である夫婦世帯の夫の年金収入額が平均的な厚生年金額である場合について算定したもので、均等割額が2割軽減となる。